食肉科研/行政情報等発信サービス

No.106 2018/3/30

1 2016年の欧州における食品媒介寄生虫の優先順位付け

3月26日、食品安全委員会が公表した食品安全総合情報システムに標記報告が掲載された。その内容は次のとおり。

Eurosurveillance (Volume 23, Issue 9, 01/Mar/2018)に掲載された論文「2016年の欧州における食品媒介寄生虫の優先順位付け (Prioritisation of food-borne parasites in Europe, 2016)、著者Martijn Bouwknegt (National Institute for Public Health and the Environment, オランダ)ら」の概要は以下のとおり。

- 1. 背景及び目的:優先順位を決定することは公衆衛生従事者にとって困難な業務である。これに関与する保健従事者の支援及び国連食糧農業機関 (FAO)及び世界保健機関 (WHO)の助言に従い、欧州及び欧州に含まれる地域で重要な食品媒介寄生虫を順位付ける目的で、欧州の寄生虫学者35名が2016年2月8~12日の学術会議に参加した。
- 2. 手法:欧州臨床微生物学及び感染症学会で用いられている欧州地域に従って、各国が各地域に分けられた。ここでは結果の比較のためにFAO/WHOと同様の多基準決定分析手法を、又、より地域代表性を示すために修正版を用いた。予め定義された決定方法を用いて、25の食品媒介寄生虫がサブグループで採点された。
- 3. 結果: 欧州全体としては、エキノコックス・マルチロクラリス (Echinococcus multilocularis)が第1位、次いでトキソプラズマ・ゴンディ (Toxoplasma gondii)及びトリヒナ・スピラリス (Trichinella spiralis) となった。地域別では、北欧及び東欧においてはE. multinocularisが最も高く、南西欧及び南東欧ではE. granulosus、西欧ではT. gondiiがそれぞれ第1位であった。アニサキス (Anisakidae)は世界では17位であるが、欧州各域のそれぞれ上位10位内に入っていた。対照的に、有鉤条虫(Taenia solium)は世界的にはトップであるが、欧州では10位となった。
- 4. 結論:欧州において重要な食品媒介寄生虫は世界的に重要な寄生虫とは異なっていたことから、対象を絞ったサーベイランス体制、介入策、及び世界と欧州とでは異なる防備計画が求められる。

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?keyword=%EF%BC%AC%EF%BC%A4%EF%BC%95%EF%BC%90&query=&logic=and&calendar=japanese&year=&from=struct&from_year=2018&from_month=02&from_day=24&to=struct&to_year=2018&to_month=03&to_day=09&areaId=00&countryId=000&informationSourceId=0000&max=100&sort_order=date.desc

2 食鳥処理場への鶏の計画的な出荷について

3月26日、厚生労働省は医薬・生活衛生局食品監視安全課長名をもって各都道府県等衛生主管部(局)長宛標記通知を出した。これは、標記について農林水産省より都道府県農政部局宛て周知したとの情報提供があったことから出されたものでその内容は次のとおり。

食鳥処理場への鶏の計画的な出荷が行われず、鶏の保管時の滞留が発生することにより、 積み上げられた生体輸送容器上段の鶏の排泄物が下段の鶏を著しく汚染させるなどの保管 時の問題が確認された場合は、食鳥処理業者に対して、当該通知に基づく養鶏業者との調 整状況を確認する等、特段の御配慮をお願いする。

なお、農林水産省生産局畜産部畜産振興課長及び食肉鶏卵課長から各地方農政局生産部長 等へ出された内容は次のとおり。

採卵鶏の更新については、例年、不需要期である夏場や年明けにこれを行う養鶏業者が多く見られることに加え、最近は、鶏飼養羽数が増加傾向で推移していることから、今後、 鶏の食鳥処理場への出荷が従来よりも多くなると見込まれる。

このため、仮に、鶏の食鳥処理場への出荷が過度に集中し、食鳥処理業者等において、輸送の過密化や食鳥処理場での保管の長時間化を余儀なくされた場合には、関係法令等に定める保管基準等の適切な遵守に支障を来すことが懸念される。

ついては、貴管内の都道府県に対し、特に鶏の食鳥処理場への出荷に当たっては、養鶏業者と食鳥処理業者が調整の上、関係法令等に留意しつつ、計画的に出荷すべき旨、養鶏業者等関係者に対して周知するよう依頼されたい。

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000199531.pdf

3 平成30年度輸入食品監視指導計画の策定について

3月29日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各検疫所長宛標記通知を出した。これは、食品衛生法第23条第1項の規定により、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平成15年厚生労働省告示第301号)に基づき、平成30年度における食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃの輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画(以下「平成30年度輸入食品監視指導計画」という。)を定めたもので、その計画の主な内容は次のとおり。

- (1) 輸出国段階での措置
 - 輸出国政府との二国間協議、技術協力、計画的な現地調査等の実施
 - 輸出国のHACCP導入状況等の制度調査、輸出国によるHACCPに基づく衛 生管理の推進
 - 諸外国の食品衛生、経済連携協定等に伴う輸入動向に基づく対応
- (2) 輸入時段階での措置
 - 輸入者への輸入前指導を含む安全性確保に関する指導の実施
 - 輸入届出の審査による食品衛生法への適合性の確認
 - 輸入届出内容と実際の貨物が同一であることの確認等
 - 多種多様な食品等の安全性を幅広く監視するためのモニタリング検査の実施

(検査件数約 98,500 件 (平成 29 年度検査件数約 97,500 件))

特に、病原微生物の検査、ポジティブリスト制度に対応した残留農薬等の検査及び冷 凍水産加工食品等の成分規格に係る検査の実施

- 食品衛生法違反の可能性が高いと見込まれる食品等の輸入者に対する検査の命令
- 食品衛生法違反判明時の輸入者への改善結果報告の指導
- 海外からの問題発生情報等に基づく緊急対応の実施
- (3) 国内流通段階での措置
 - 食品衛生法違反判明時の回収等の指示
- (4) その他
 - リスクコミュニケーションの実施

通知

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000157889_1.pdf

平成30年度輸入食品監視指導計画

http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000162160_1.pdf